

事例研究（CFP）

《研修のねらい》

令和3年1月からCFP（Case Formulation in Probation/Parole）の本格実施が開始となって以降、CFPによるアセスメントを活用した保護観察の実施計画に基づいた処遇がなされるよう、保護司の皆様と協働して取り組んでいるところですが、これまでとは異なる処遇の在り方や報告書の様式変更など、戸惑うことも多いと思われま

そこで、今回の研修においては、事例を用いて、CFPによるアセスメントの内容と保護観察の実施計画を作成するまでの流れを確認することにより、作成された実施計画書の見方、処遇への反映の仕方等について理解を深め、より適切で効果的な処遇方法などについて学ぶことを目的としています。

- 1 講義 20分
- 2 事例研究 60分
 - (1) 事例紹介
 - (2) 事例検討
 - (3) 解説
- 3 質疑応答・まとめ 10分

佐賀保護観察所
佐賀県保護司会連合会
(更) 佐賀県更生保護協会

I. CFPを活用したアセスメントと保護観察の実施計画について

- 1 保護観察対象者に関する情報収集
- 2 CFP分析シートによるアセスメント（開始時統計的分析）
- 3 処遇区分検討票によるアセスメント

<参考> 各処遇区分における面接の頻度

処遇区分	担当保護司による	主任官による	往訪
AA	毎月3回程度	3月に1回程度	毎月1回程度
A	毎月2回程度	3月に1回程度	3月に1回程度
B	毎月2回程度	6月に1回程度	3月に1回程度
C	毎月2回程度	必要と認めるとき	必要と認めるとき

- 4 要因分析（8項目）
- 5 要因関連性分析
- 6 保護観察の実施計画作成
 - * 6月毎又は保護観察状況に合わせて要因分析を実施し、必要に応じて保護観察の実施計画の見直しを行う。
 - * 要因分析を行うに当たっては、主任官面接や毎月の保護観察経過報告書等から得られる情報をもとに実施する。
 - * 保護観察の実施計画の内容をもとに、担当保護司と主任官で協働して処遇に当たる。

II. 事例研究

添付資料の事例をもとに、実際にどのようにアセスメントが行われ、保護観察の実施計画が作成されるのか、主任官になったつもりで各種アセスメントの内容を見てみましょう。また、アセスメントの結果や内容がどのように保護観察の実施計画に反映されているかについても確認し、自分がこの対象者を担当したらどのような点に留意して処遇を行うかなどを考えてみましょう。

- 1 対象者(事例)の情報を確認する(資料1)
- 2 CFPを活用したアセスメント(資料2～5)
- 3 保護観察の実施計画の作成(資料6)

4 保護観察処遇のポイント

- 5 保護観察経過報告書作成に当たっての留意点

「往・来／面・信」欄

往訪：保護司が、本人宅へ訪問した場合

来訪：本人等が、保護司宅やサポートセンター等に来た場合

往信：保護司から、本人に連絡を取った場合

来信：本人等から、保護司に連絡が入った場合

「保護観察対象者の生活及び行動の状況」欄

- * 各項目については、該当するものにチェック(☑)を入れ、記入漏れがないよう、報告書を作成してください。なお、分からない項目については、「不詳」欄にチェック(☑)を入れるようにしてください。
- * 各項目について、できる限り具体的に本人の状況や行動、考えなどを記載してください。

「担当保護司の意見」欄

- * 対象者の改善更生が進んでおり、良好措置を取ることが適切と考えるときはその旨を記載し、主任官に求める措置の有無にチェック(☑)を入れてください。問題が生じている場合などにおいて、保護観察官による指導等が必要と考えられるときも同様です。ただし、緊急性を要するときは電話等により相談してください。

Ⅲ. まとめ

- * 再犯防止・改善更生の促進のためには適切な処遇の方針を立てることが不可欠。
- * CFPを活用した保護観察の実施計画に基づいた処遇を実施するためには、アセスメントの内容と実施計画作成に至る過程を理解しておく必要がある。
- * 改善更生を促進する要因（強み）を考慮することの重要性。
- * 保護観察経過報告書等の重要性。

事例 (A男)

1 事件種別

4号観察

2 保護観察対象者

A男 (開始時37歳)

3 犯罪・非行

(1) 概要

ア B男 (当時67歳) に対し、顔面を手拳で殴打するとともに膝蹴りするなどの暴行を加え、よって、同人に全治3週間を要する傷害等を負わせた。

イ 路上において、C男 (当時28歳) に対し、顔面を数回手拳で殴打するなどの暴行を加え、よって、同人に加療約1週間を要する顔面打撲等の傷害を負わせた。

(2) 動機・原因

アは、隣家に住む被害者 (B男) から因縁を付けられたと思い込み、怒りに任せて暴力を振るい傷害を負わせた。また、イは、本人が被害者に対しすれ違いざまに肩がぶつかったと因縁をつけて暴力を振るい傷害を負わせたものである。

なお、ア、イともに本人は飲酒した状態であった。

(3) 共犯者の状況

なし

(4) 被害者の状況

いずれについても被害弁償や謝罪未了。「被害者から請求があれば対応するが、そもそも被害者も悪いと思っている。」(本人述)

4 交友関係

子供の頃から親しい友人ができたことは一度もなく、現在交流のある人物もいない。

5 家族その他の関係人の状況・家庭環境・居住地の生活環境

- ・実母 K子 (70歳) 無職, 本人と親和, 同居
- ・実姉 L子 (39歳) 疎遠, 別居
- ・実妹 M子 (35歳) 疎遠, 別居
- ・実父 本人が23歳時に交通事故で死亡

住居は2LDKの賃貸アパート。実父の遺産と実母の年金で生計を立てているが、家計は苦しい。実母は持病があり週に3日通院している。

実姉・妹はそれぞれ結婚しており、普段の交流はない。

実母は本人に対して、酒を控えて、早く仕事をして欲しいと思っているが、本人が嫌がるのであまり口うるさく言わないようにしているとのことである。本人もこれ以上実母に迷惑をかけたくないと述べている。

6 性格・心身の状況等

IQ=不詳, 身柄勾留時に不可解な言動があり、精神障害が疑われる。

音に過敏なところがあり、特に20歳を過ぎたあたりから他人の発する何げない生

活音等が気になるようになった。これまで精神科に通院したことはないが、判決時、裁判官からも精神科を受診するよう強く説示されたため、生活保護を受給できれば精神科を受診しようと考えている。

本件当時、毎日ストロング系酎ハイ缶(500ml)を5~6本、日本酒2合程度飲酒をしていた。朝から飲むことも少なくない。また、飲酒して騒ぎを起こし、警察に通報されたことがある。

性格としては、自分の感情や考えを言語化する力に乏しく、口数も少ない。神経質などところがあり、些細なことを気にしがちで、自己評価が低い。根底には学歴等に関する劣等感を抱えている。

(本人述) よいところ：なし， 悪いところ：怒りっぽいところ

7 生活歴

- | | |
|-------|--|
| 0歳 | 第2子長男として出生。発育に特段の問題なし。
実父は仕事であまり家に帰らず、実母は妹ばかりかわいがっていた。
幼少期に家族と過ごした思い出はなく、いつも一人で遊んでいた。 |
| 小2 | 父親の転勤により県外へ転居。小学校を転校。 |
| 小6頃 | 父親の日本酒を時々こっそり飲むようになった。
母親に何度か見つかったが、特に注意されたことはなかった。
近所にあった空手道場に半年だけ通った。 |
| 中学 | 市立中学校入学。ブラスバンド部に入部したが、半年で退部。
授業についていけなかったが、欠席はしなかった。
学校の成績が悪かったので父親から高校受験はせず働くように言われ、学卒業後は働く道を選んだ。勉強が苦手だったので自分でもその方がいいかなと思った。 |
| 中学卒業後 | 土木作業員、コンビニ店員、パチンコ店員、カラオケ店員、ピザ屋の配達など仕事を転々とした。仕事内容が自分に合わないと思うとすぐに辞めた。職場での人間関係がうまくいかずに辞めることもあった。仕事をしないと父親に怒られるので、辞めてもすぐに次の仕事を探すようにしていた。 |
| 18歳 | △原付の無免許運転(交通短期保護観察)
勤務先の先輩に借りた原付を無免許で運転していたところ、たまたま警察官に職務質問され発覚したもの。 |
| 23歳 | 実父死亡(交通事故)
厳しい父親だったが、尊敬していたので突然いなくなってショックだった(本人述)。 |
| 24歳 | △器物損壊(起訴猶予)
カラオケ店で勤務していた際、本人の接客態度を注意した副店長とトラブルになり、テレビ画面にマイクを投げつけて破損させたもの。
この頃から飲酒量が増えた(本人述)。 |
| 28歳頃 | 他人の発する音や話し声が気になり、夜も眠れなくなった。
毎日飲酒するようになる。 |

- 30歳頃 耳鳴りと頭痛に悩まされ、体調不良により仕事ができなくなったため実家に戻った。
度々、朝から飲酒し、一日中酒を飲むこともあった。
△居酒屋で飲酒して騒ぎ、居合わせた客に通報される。(複数回)
- 32歳 実家の家を売却し、実母と二人で現住所へ転居。時々、派遣で仕事をしてきたが、普段は居酒屋かパチンコ屋に行く時以外は、家で酎ハイを飲みながら音楽を聴いて過ごした。
実母から強く促されて参加した町内の清掃作業の際に、B男と顔を合わせたか、話はしなかった。
- 保護観察
開始6月前 △器物損壊(罰金)
居酒屋で飲酒していた際、店員の接客態度に腹を立ててトラブルとなり、店内の蛍光灯、グラス、皿及び花瓶を破損させたもの。
▲本件ア：本件当日は朝から自宅で飲酒していた。酒が足りなくなったので買いに出ようと玄関のドアを開けたところ、たまたまドアの向こうにいたB男にドアが当たってしまった。ちょっと当たっただけだったのにB男が大げさに痛み、ケガをしたなどと言いがかりをつけられ強く謝罪を求められたため、本件に及んだ。
▲本件イ：本件アの後、むしゃくしゃした気持ちを抱えたまま、酒を買いに近くのドラッグストアまで徒歩で向かっていたところ、C男とすれ違った際に肩がぶつかったといがかりをつけて、本件に及んだ。

8 生活の計画、その他参考事項

20歳時、普通自動車運転免許取得。車の所有歴なし。趣味は音楽鑑賞。

今後の生活計画については、「生活保護の申請をして受給できるようになったら病院に行く。体調が良くなれば仕事を探したいが今は具体的なことは考えられない。」と述べた。

9 初回面接時の状況

実母同伴で出頭。身なりは清潔だが、年齢以上に老けて見える。質問に対しては、じつと考え込んだ後「分からない」「覚えていない」といった言葉を繰り返し、ぼそぼそと話す。また、時折つじつまの合わない話をしたり質問と答えがかみ合わないことがあり、そのことを指摘するとしばらく黙り込んで「分からない」と濁す。

精神科の受診については、裁判官から説示されたため仕方なくといった印象であった。飲酒に関しても、裁判官からやめるよう注意されたため、判決言渡後は飲んでいない、執行猶予期間中は飲まないようにしたいと述べた。主任官からアルコール依存症の疑いについて指摘したが、あまり問題意識がないようであった。

本件については、深く反省しており今後は二度と同じ事を繰り返さないよう自分をしっかりコントロールしていきたいと話した。

10 特別遵守事項

裁判所の意見に従い、「酒を一切飲まないこと。」を設定した。

CFP分析シート

1 開始時統計的分析

事件番号：503 (4) 1-12345

対象者氏名：A男

生年月日：昭和○年○月○日

再犯又は再非行の 予測因子	1号観察及び2号観察				3号観察 一部猶予	全部猶予	
	MJCA あり	MJCAなし					
		1号観察		2号観察			
		交通事件	一般事件	交通事件			一般事件
性別 男性		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
年齢 16歳以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
18歳以下				<input type="checkbox"/>			
中学卒業以下(高校に 入学していない)						<input checked="" type="checkbox"/>	
保護処分歴あり(不開 始を含む)						<input checked="" type="checkbox"/>	
刑事処分歴あり(罰金 を含む)						<input checked="" type="checkbox"/>	
受刑回数2-3回					<input type="checkbox"/>		
受刑回数4回以上					<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (2点)		
交通事件以外					<input type="checkbox"/>		
アルコール類型					<input type="checkbox"/>		
薬物類型						<input type="checkbox"/>	
薬物使用歴がある					<input type="checkbox"/>		
ギャンブル類型						<input type="checkbox"/>	
暴力団, 地域, 学生不 良集団関係がある		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
就労困難類型					<input type="checkbox"/>		
精神障害がある(知的 障害, 発達障害, 人格 障害を含む)					<input type="checkbox"/>		

評 定							
低	<input type="checkbox"/> L I	<input type="checkbox"/> 0個	<input type="checkbox"/> 0個	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 0個	<input type="checkbox"/> 0個	<input type="checkbox"/> 0個
			<input type="checkbox"/> 1個		<input type="checkbox"/> 1個	<input type="checkbox"/> 1個	
中	<input type="checkbox"/> L II	<input type="checkbox"/> 1個					<input type="checkbox"/> 1個
			<input type="checkbox"/> 2個		<input type="checkbox"/> 2個	<input type="checkbox"/> 2個	<input type="checkbox"/> 2個
高	<input type="checkbox"/> L III				<input type="checkbox"/> 3個	<input type="checkbox"/> 3個	<input checked="" type="checkbox"/> 3個
	<input type="checkbox"/> L IV		<input type="checkbox"/> 3個		<input type="checkbox"/> 4-5個	<input type="checkbox"/> 4-6個	<input type="checkbox"/> 4-5個

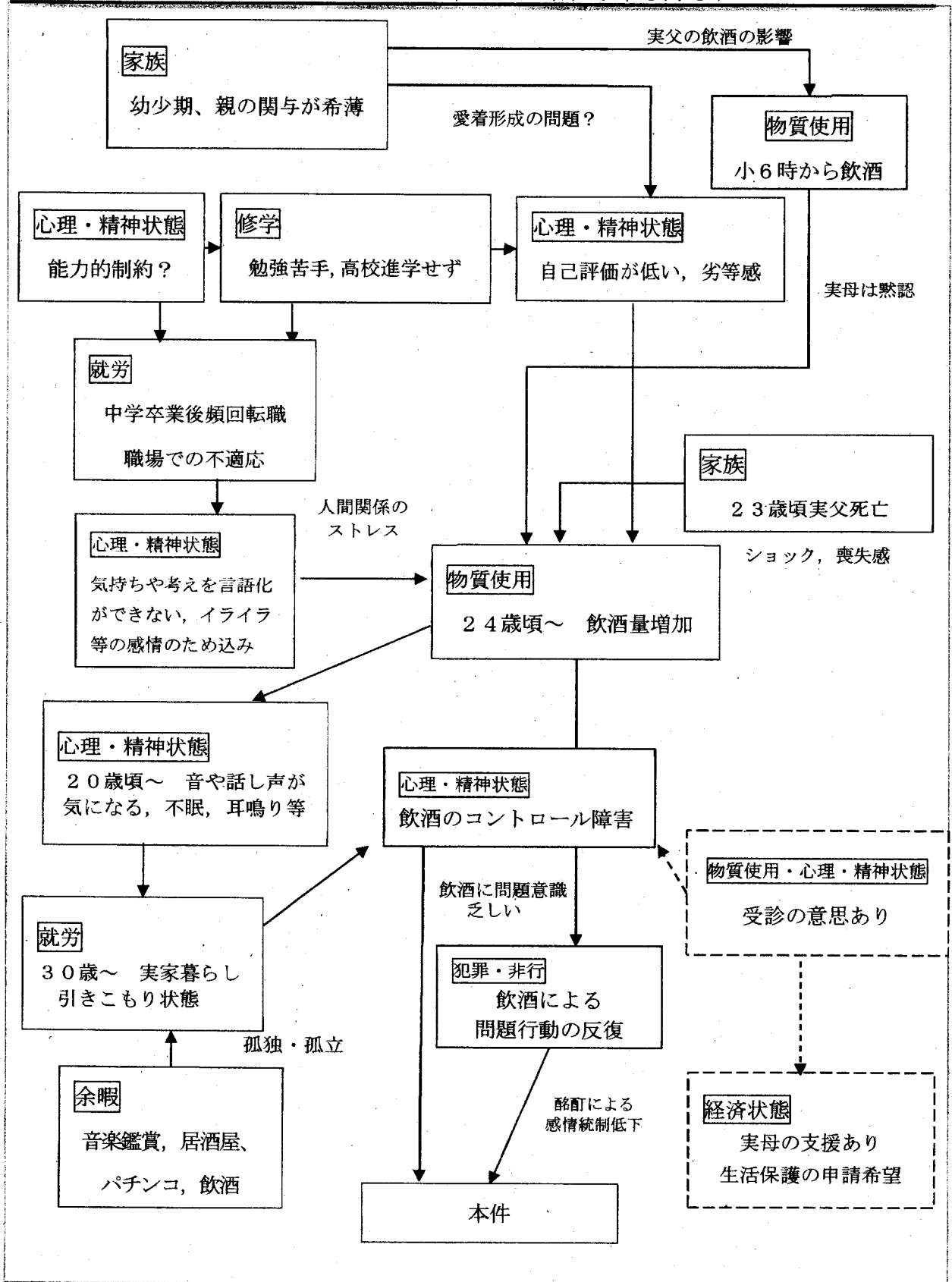
	32歳 器物損壊で罰金	1							
	本件について被害弁償は未了	1							
	該当の有無	1							
	心理・精神状態								
状態	劣等感を感じ自己評価が低い	1							
	実母にこれ以上迷惑をかけたくないとの思いがある		1						
	本件について深く反省しているが、一方では被害者も悪いと思っている	1	1						
	アルコールの欲求がコントロールできていない	1							
	精神障害の疑いあり	1							
	不眠、耳鳴り、頭痛などに悩んでいる	1							
	精神科受診する意思が見られる		1						
	理解力・言語能力が低く、対人コミュニケーションが苦手	1							
	該当の有無	1	1						

3 要因関連性分析

事件番号：503 (4) 1-12345

対象者氏名：A男

生年月日：昭和〇年〇月〇日



処遇区分検討票 (令和〇年〇月〇日)

対象者氏名：A男	事件番号：503 (4) 1-12345
保護観察期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで	

※以下の者についてはS区分に編入されるため、検討票による検討を要さない。

- ・長期刑仮釈放者（仮釈放後1年を経過しない者に限る。）
- ・凶悪重大な事件を起こした少年（開始後1年を経過しない者に限る。）
- ・特定暴力対象者（開始後6月を経過しない者に限る。）
- ・自立更生促進センター入所中の仮釈放者及び保護観察付一部猶予者

1 基準となる区分判定

対象者	区分
ア 特別遵守事項により専門的処遇プログラムの受講を義務付けられた保護観察付一部執行猶予者（イに該当する者を除く。）	A以上 必須
イ 性犯罪者処遇プログラムの対象（コアプログラムに限らない。）かつ静的リスク高の仮釈放者又は保護観察付執行猶予者（アに該当する者を除く。） ⇒検討票2を省略	AA 必須
ウ 性犯罪者処遇プログラムの対象（コアプログラムに限らない。）かつ静的リスク低の仮釈放者又は保護観察付執行猶予者（アに該当する者を除く。）	B以上 必須
エ 上記ア～ウ以外の者 開始時統計的分析の結果が <input type="checkbox"/> 高リスク <input type="checkbox"/> 中リスク <input type="checkbox"/> 低リスク	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C

2 上記1以外のリスク要因等を踏まえた判断

(1) 再犯・再非行リスクに影響を与える要因

【リスクを高める要因】	<input type="checkbox"/> 犯罪行動が早発	<input checked="" type="checkbox"/> 犯罪行動を反復
	<input type="checkbox"/> 犯罪行動が多方向	<input type="checkbox"/> その他 ()
【リスクを低める要因】	<input type="checkbox"/> 犯罪行動が遅発	<input type="checkbox"/> 一過性の犯罪
	<input type="checkbox"/> 過去の犯罪から5年以上経過	<input type="checkbox"/> その他 ()

(2) 問題及び強みの現状

要因	問題	強み
家庭	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
家庭以外の対人関係	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労・就学	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
物質使用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
余暇	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
経済状態	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
犯罪・非行や保護観察の状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
心理・精神状態	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(3) その他考慮すべき点 (同種再犯があった場合の結果の重大さ, その他臨床的所見等)

- 暴力的な犯罪の反復, 暴力的な犯罪+特定の類型
 子どもを対象とする性犯罪 放火反復 ストーカー DV・児童虐待
 その他 (被害者が隣家に居住している)

⇒ (1) ~ (3) を踏まえた処遇区分の判断 : 【 AA 】区分

[判断の理由に関する特記事項]

器物損壊事件で罰金になった後、6月以内に本件再犯に及んでおり、また、いずれも飲酒下での犯行である。アルコール依存が疑われ、飲酒下においては衝動性・粗暴性が高まる傾向にあり、断酒継続ができなければ再犯に及ぶおそれが高い。

3 面接の頻度及び方法の設定に当たっての考慮事項

(1) 往訪の必要性に関する特記事項

(往訪の必要性が高い又は低いと認められる理由等, 特記事項がある場合に記載する)
身元引受人である実母の監督力にはあまり期待できず、再飲酒する可能性も高いことから、往訪の上、家庭内の様子や生活状況を確認する必要がある。加えて、同居の実母からも飲酒や生活の状況を確認することが必要。

(2) 例外的な面接の頻度及び方法の設定の必要性

(地理的条件や健康状態等, 考慮すべき事項がある場合に記載する)

(1) 処遇区分 : 【 AA 】

(2) 面接の頻度及び方法

主任官 (3) 月に (1) 回程度の面接

担当保護司 毎月 (3) 回程度の面接

往訪は,

(主任官 ・ 保護司) により, (毎) 月 (1) 回程度

<参考>各処遇区分における面接の頻度

処遇区分	担当保護司による	主任官による	往訪
AA	毎月3回程度	3月に1回程度	毎月1回程度
A	毎月2回程度	3月に1回程度	3月に1回程度
B	毎月2回程度	6月に1回程度	3月に1回程度
C	毎月2回程度	必要と認めるとき	必要と認めるとき

保護観察の実施計画

保護観察所用 担当保護司送付用

保護観察対象者の氏名 A男 (昭和〇年〇月〇日生)

1 犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析の結果

本人は、中学生時代、勉強についていくことが難しいなど、能力的制約がうかがわれるところ、幼少時から、本人に対する親の関心は薄く、本人の養育に関して、能力面に対する特段の配慮はなかったと思われる。

そのような中、小学6年時から実父の日本酒を時々こっそりと飲むことを始め、実母も本人の飲酒を現認しながら注意しなかったことから、未成年時から飲酒する習慣が身についたようである。高校に進学せずに中学卒業後すぐに働いたものの、人間関係がうまくいかず、本人なりに頑張っていたようだが職場にうまく適応できずに頻回転職。

実父が事故死した頃から飲酒量が増加し、次第に毎日飲酒するようになっていく。その背景には、尊敬していた実父の死による喪失感に加え、劣等感からくる自尊感情の低さ、職場での人間関係に起因するストレス等を飲酒により発散しようとしていたことが考えられる。また、無職状態となって実家に戻ってからは、朝から飲酒するなど更に飲酒量が増え、アルコール依存の状態に陥っていったことがうかがえる。本人は、これまでも飲酒下での問題行動を繰り返し、本件前の器物損壊事件では罰金刑を受けたにも関わらず断酒せず、本件に至っており、これらのことを踏まえると、本人はアルコール依存症に罹患している可能性が高く、早期に専門的治療等を受けさせる必要があると思料する。

一方、本人は、本件を機に強く反省し、自身の飲酒問題に目が向き始めている。裁判官から説示されたとおりに精神科を受診する意思も示しており、断酒の意思もうかがえる。経済的余裕はないものの同居の実母の協力は得られる見込みであり、これらのことは再犯リスクの低減を図る上での強みとなると考える。

2 指導監督及び補導援護の方法

(1) 類型認定

- 児童虐待 配偶者暴力 家庭内暴力 ストーカー 暴力団等 暴走族
特殊詐欺 就労困難 就学(中学生) 精神障害(発達障害 知的障害)
高齢 薬物 アルコール 性犯罪 ギャンブル 嗜癖的窃盗 非該当

(2) 指導監督及び補導援護の具体的な内容

- ・まずは早期にアルコール依存症の専門医がいる医療機関を受診させ、精神科医の指示に従って、必要な治療等を受けるよう、指導助言する。
- ・飲酒欲求出現時の対処法などを指導助言し、断酒継続できていることについて肯定的な声かけをする。併せて、断酒継続の本人の取組や飲酒欲求を回避する方法について話し合いながら支持・称賛により断酒意欲の向上を図る。
- ・本人は、暴力防止プログラム実施対象者ではないが、生活行動指針に同プログラムの受講を設定し、主任官はプログラムを実施する。そして、自己の暴力についてよく考えさせるとともに、断酒への動機づけを行う。また、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識及び再び暴力犯罪を起こしそうな危機場面での対処方法、対人関係のスキル、暴力につながらない生活態度を習得させていきたい。特に本人は自己の考えや感情を言語化することが苦手で、マイナス感情を内包しやすい性格であることから、自己の感情を自覚して適切に表現できるよう助言したい。
- ・本件アの被害者との関係には細心の注意が必要であり、偶然会う可能性もあるところ、被害者に対する感情の整理や精神状態の安定を図るための必要な指導、支援の強化を行う。謝罪や慰謝の措置に関しては、本人の感情や精神状態の安定の状況を見極めながら指導する。
- ・実母に対し、精神科の受診や本人の生活全般に対する見守りについての協力を依頼するとともに往訪面接時にその状況を確認する。また、実母の体調面や生活上の苦勞などについても話を聞き、必要に応じて助言等行っていきたい。
- ・日中の過ごし方が課題となるため、本人の体調や意向を踏まえつつ、飲酒やパチンコ等に代わる健全な日中活動を行うよう助言する。体調を見ながら社会貢献活動や地域の活動への参加を促すほか、実母と家事を分担することなどを助言していきたい。

(3) 保護観察対象者との接触の頻度及び方法（処遇区分 S AA A B C）

- ・主任官は、3月に1回の頻度で面接する
- ・担当保護司は、毎月3回程度の頻度で面接を行い、うち1回は往訪して面接を行う

(4) 被害者等への謝罪や弁償

未実施

3 その他

(1) 保護観察を実施する上での留意事項

- ・本人には、能力的制約があることがうかがわれるため、本人の理解度を確認しながら分かりやすい言葉や表現を選んで助言指導等を行う。自分の考えや感情を言語化する

ことが苦手なので、面接では相談しやすい雰囲気作りを心がけ、回答を急かさないうちに留意する。

- ・本人はアルコール依存症の疑いがあるため、精神科の受診にあたっては依存症の専門医もしくは飲酒問題にも理解のある医師の診察を受けるよう働きかけるとともに、必要に応じて同行する。安易に精神科を利用することで逆に処方薬への依存に進まないよう、睡眠導入剤等の服薬の状況等にも十分留意する必要がある。
- ・断酒会やAAなど、自助グループの情報提供や同行等も検討するほか、保護司面接時に飲酒下であることが疑われる場合には、すぐに主任官に連絡いただきたい。

(2) 要調査事項

- ・精神科の受診結果を確認する
- ・飲酒に対する実母の認識と対応の現状
- ・実母の年金額や預貯金の総額など生計状況
- ・生活保護の申請についての実母の考えを確認する
- ・被害者を含む近隣住民との人間関係

(3) 参考事項

生活行動指針を下記のとおり定め、通知書を本人に交付した。

- (1) 暴力防止プログラムを受講すること。
- (2) 被害者に対する謝罪等に誠意を尽くすこと。

主任官

担当保護司

作成者 令和〇年〇月〇日

保護観察官

(用紙 日本産業規格A4)